

りではちょっといけないのではないかと。何らかの方策、対策、穴埋め策というものを示すか、もしくは努力目標というものを示すか、そういうことをして初めて説明責任というふうになるのではないのでしょうか、市長。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 議員ご指摘の件については、今回のこれは義務的経費でございますので、残念ながらこれはひたすらおわびするしかないです。たまたま今回は繰り越し財源があったので補正できたわけですが、なかった場合は大変なことになったろうと思います。

一方で、新たな非義務的な補正を組む場合はそれなりの財源をしっかりと確保しなきゃいけないわけございまして、そういう意味では今回は義務的経費だということでそれに対する対応というのは考えてないわけですが、本当にあってはならないミスだなというふうに担当者に對しては厳しく言ってるところでございます。

蒲生吉夫委員の総括質疑

○大道寺 信委員長 次に、順位3番、議席番号17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 通告しております4点についてご質問を申し上げたいと思います。

最初に、指定管理者制度の導入を慎重にということで、文教の杜関係については、条例提案になっている中であって総務・文教常任委員会に質疑なされておりますので、その分は傍聴に行き全部聞いております。聞いておりますので、中身がわかった上で疑問に思っているところの幾つかを、まず文化生涯学習課長にお聞かせを願いたいと思いますが、財団法人を構成して文教の杜をその財団法人に委託しているわけですが、そういう意味からすれば、指定

管理者制度という制度そのものの最も重要なポイントは、公募をするというのが指定管理者制度の重要な何点かの中の一つだと思います。最重要課題だというふうに思います。財団法人であれば、私はやっぱり非公募をせざるを得ないのではないかと思うんですね。ですから最初からここに非公募で、そこと最初から契約するというので、それは財団法人であってもそうしてきたわけですね、これまでも。指定管理者にするということで大原則を外したんだと思います。非公募というのは大原則を外してると思います、私は。

その意味で、第1号の指定管理者はあんまり財団法人で管理してるあの部分は適当でないのではないかというふうに、総務・文教常任委員会終わってからも私はやっぱりここが一番疑問に思ったところなんですね。なぜ1号にしたのかなというふうに思うところは先ほどの我妻委員と一緒に払拭できないですね。そこをわかるように説明、まずしてください。

○大道寺 信委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 お答えを申し上げます。

なぜ非公募でかというふうなことがまず1点あると思いますが、まず、非公募で指定管理者制度を導入するというふうなことについては、委員もご存じのとおり、長井市の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の第2条でのただし書きの規定の中で、非公募とすることはできるというふうなことがありますので、まずこの部分を適用していきたいというふうなことでまず考えたところです。

なぜかという部分で申し上げますと、文教の杜につきましては、当初、市直営で行いたいというふうな考えを持っておったところですが、市民の意見を反映した運用を求める声が多岐にわたってございまして、そういった中でどのような形でそのような形態をとればいいのか

+

なというふうな、当時検討されたと聞いております。当時の地方自治法では、市がたしか半分以上出資した団体というふうな定めもございまして、そうであれば財団法人を設立してそちらに委託をして運用をしていったらいいのではないかとというふうな経過があったというふうに聞いております。これについては県の指導などもありまして、当時5,000万円、市が出捐をいたしまして設立して、平成5年から業務をお願いしてまいりました。

そういったことを踏まえまして、やはり指定管理者制度を導入いたしましても運営の継続性というものが非常に大事なところでございますので、やはり非公募として当財団にお願いしていくことが一番形としては円滑な運営が続くのではないかなというふうなところで考えたところでございます。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 今のような説明すると、やっぱり説明つかないんですよ。そうであったら、なぜ今の財団法人に現在の委託方式でだめなのかという理屈が立たないんです。指定管理者制度という制度の大原則はというふうに私言ったんですよ。大原則は公募なんですよ。民間の経営者も指定してもらって公募に参加できると、このためにつくった制度ですから、この制度そのものが。ですから私は文教の杜というのは絶対、今の財団法人が経営していくというのは、それに委託してきたものについては十分理解します。市の予算を5,000万円組んであの財団を構成したんですよ。その後いろいろあったって、99%とは言わないけども、近く市の経費で財団を構成したわけですよ。だからそこで契約するのは当たり前だっていう、これはだれしもが理解できるところ。

けども、もう一回聞くけども、この大原則を外した理由というのは、今の説明では私できないと思いますよ。形だけでもあったって、そ

れは公募すべきだというふうに私は思うんですよ。というのはね、どういう意味かという、それなりのノウハウを持っている人が、管理ノウハウを持ってる人が職員としているわけですね、正職員1人、臨時職員2人。3人でやるわけですね。しかし、特殊技能を持ってるわけじゃないんですよ。特殊技能っていうふうにいえば、資格制度でいうと学芸員のことを言うと思います。ああいう施設はそういう資格を持った人が管理に当たるのが本当は最も望ましいわけですけども、その意味では、財団法人のその文教の杜ながいに、言ってみれば契約の方法とすれば随意契約になりますね、公募しないわけですから。今までとそこは変わらない、だと思えます。競争関係もないわけですから管理運営費も変わらないですね。要するに収入あった分だけ次年度はその分を引いて契約することになるわけですよ。それどういうふうにやってるかわかりませんが、具体的な中身は。契約期間は一般には複数年度できるんですね。それ何年にするかというのも総務・文教常任委員会の中に書いてないです。書いていないですし、これまで便宜を図っていたなんて言われたことないでしょ、文教の杜ながいと直接市が委託契約していて、文教の杜ながいだけ便宜を図ってそこに委託してたなんて言われたことないでしょ。それ当たり前の話なんですよ。その意味で、最初から非公募っていう理屈が私は成り立たないんじゃないかというふうに思うので、もうちょっとやっぱり、ならばこれまでの管理はどうだったのかね、条文であったのかなかったのかって、あります。資格なんか持ってなくたって全然差し支えないと。特殊技能ではないけれども、もうそれだけのものはあるというふうになるんだと思いますけれども、そこはどうか、もう一回。

○大道寺 信委員長 蒲生吉夫委員に申し上げますが、この項の答弁者に指名されておりません

ので。

○17番 蒲生吉夫委員 しばらく文化生涯学習課長にお聞きしたいと思います。

（「教育長に振ってもらったらよいのでは」との声あり）

○17番 蒲生吉夫委員 そういう意味でしたんだな。

○大道寺 信委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 今の状態でいいんでないかと、また、今の文教の杜職員にそういうふうな力量があるのかというようなご質問だったと思いますけども、これさっき那須課長が申しあげましたように、平成5年から財団の方で受託していますので、その業務委託の内容には、文化財の保護、活用及び芸術的な催事等に関する業務というのも含まれています。企画展なんかも財団主催でやっている状況ですし、ただ、文化主幹の方ではいろいろ相談に乗っているわけですし、さっきあったように学芸員的な資格を持っている財団の職員もいませんので、資料の整理とか保管、調査に関しては文化主幹が文教の杜の方に出向いて行ってやっているというふうになっています。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 大変申しわけないです。教育長に通告しとけば、そういうふうに振る予定でございましたのでそういう通告に、市長も同じようにしておりますので、答弁についてはこの後何点かについても文化生涯学習課長にお願いしたいと思います。

このガイドラインですね、これに基づいて多分この指定管理者の制度に入っていけると、こう読んだんだと思いますが、この5ページに公募によらない場合の方法というふうに書いてありますね。公募によらないでするにしても、こういうふうに言ってるんですね。管理を行うための一定程度の能力の確保を確認する観点からですよ、必要書類を含む申請書の提出、プレゼン

テーションの実施及び選考委員会による審査などの所定の手続を経た上で候補者とするものとするというふうになってますね。

これまで委託したりなんかするのもそうですけども、当然こういうことをやってきてるんでしょうか。いつも役所の職員が1人あそこに常勤していて、その人たちが書いたものでなくて、文教の杜の職員の方でプレゼンテーション用の資料を作成して、それで普通はそういう契約をするんだと思いますけども、そこはいかがでしょうか。

○大道寺 信委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 お答え申し上げます。

今年度までは財団と業務委託契約を締結しておりますので、その中での締結に当たって、例えばプレゼンテーションとか選考委員会のようなものは行ってはまいっておりません。当初から財団にお願いするというふうな前提で財団をつくったということもございまして、財団にこういったことをお願いしたいというふうな中身のもので契約をしまりましたから、そういったことはありません。

今後これから指定管理者制度を導入するに当たりましては、当然このガイドラインに沿った形で申請書などについて提出をいただいて、審査委員会の席でプレゼンテーションをしていただくというふうなことは申し上げるところでございます。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 それにしても原則から外れるのではないかなというふうに言ってるのは、第1号ですからね、私は文教の杜ではないと思うんですよ。教育長にお伺いしますけども、教育委員会で所管してる部分、施設いっぱいありますね。私はその中でも市民文化会館が一番指定管理者として私はやりやすいんでないかというふうに感じてるんですよ。というのはね、

+

文教の杜はやっぱり長井独自の寄附を受けてできたこともあって独自の施設整備をしてきたと思うんです。文化会館みたいなスタイルだとね、例えば置賜管内でいくと、古いのでは米沢の市民会館、高島のまほら、川西のフレンドリープラザ、飯豊のあ〜す、白鷹のパワーセンターがありますね、例えばですね、ほかには何かあるかわかりませんが、そういう施設を例えば一手に引き受けて効率よく管理していこうとするようなところが出ないでもないですね。長井の市民文化会館なんかは古いのでやりたくないというかもしれないけども、だけど施設の形としては、私はそういうものをそこ単独でするんでなくて、やっぱり広域的に一緒に管理できる、こういうものを、指定管理者制度そのもの、そういうものを目指してるんじゃないでしょうかね。そういう意味で、私はただ文教の杜じゃなくて、市民文化会館あたりになのかなと思ってたんです、この制度をつくったときに。そこはどんなふうに考えますか。

○大道寺 信委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 指定管理者に一番しやすい教育委員会管轄の施設って、私は運営体制からすれば文教の杜じゃないかなというふうに思っていました。ただ、文化会館についてもいろいろ教育委員会内部では検討をしています。貸し館業務だけでなく、文化会館は芸術文化の振興ということでいろんな自主事業もこれまでやってきました。そういう事業が指定管理者になった場合どうするのかと。長井市の芸術文化振興をどうしていくのかという、そういう総合的に考えたときに、まず慎重に指定管理者の導入については検討しなければならないというふうに考えていますし、もしも文化会館を指定管理者にする場合には、文化生涯学習課の組織機構も見直しをする必要があるんじゃないか。そして長井市の芸術文化振興をどうするか考えていかなければならないというふうに思っています。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 もう一回教育長にお聞きしてこの項は終わりたいと思いますが、もしですね、公募しないといってるけれども、これだったらおれもしたいという人がいて手を挙げた場合に、これどうしますか。私はそれを避けるわけにいかないんでないかと思えます。今の制度を指定管理者制度という大原則を踏み外さないでするんだとしたら、私はそれを拒む理由は何もないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○大道寺 信委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 非公募については、那須課長の方からさっき長井市の公の施設に係るということで話ありましたけども、非公募にすることはできると。ただ、文教の杜の場合には財団があるわけで、これはさっきあったように市民の声で、直営でなくて市民の声を反映させたような運営にさせていただきたいというような趣旨で設立した財団ですので、その財団を生かしていかなくやならないというふうに私は思います。今回、文教の杜についてはやっぱり非公募が適当でないかなというふうには思っています。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 このところが、指定管理者っていう制度そのものの理解のところちょっと見解が相違があるようでありますので、教育委員会はそこまで聞いただけでまず終わりにしたいと思います。

市長にお伺いします、この点。

指定管理者制度というのは、先ほど私が言ったように民間の事業者も私のところも入れてくれというふうに、公募の原則だと思うんですね。例えばこれからやろうとするところですね、プレゼンテーションなんかできちっとできると、文教の杜だってできる事業者あると思います。その場合に、それを避けるってわけにいかないですね。これから公民館とかなんかも行革委

員会で質疑された中身見ていくと考えているようですし、その原則をまず守っていく方向で私
は行ってほしいと思うんですが、それについての考え方はいかがですか。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 蒲生委員ご指摘のとおり、原則
はやはり公募であろうと私も考えております。

しかし、文教の杜を指定管理者として制度を導入
する場合、財団法人の存在があるものですから、ここはなかなか難しいところだなというふう
に私は思っております、これは非公募もいたし方ないのかなというふうに考えているところ
でございます。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 次に移ります。

自立経営対策室長にお伺いいたしますけれども
も、集中改革プランの中で示された中身があり
ますね。どこをどういうように指定管理者制度
に入れていくかという部分で、一番最初に文教
の杜とした理由があると思うんですね。私はそ
こがやっぱりどうしても違うんでないかという
ふうに思うんですけれども、これはこういうふ
うに自立経営対策室の方でも順番をつけた背景
があると思うんですね。そこについてお聞かせ
ください。

○大道寺 信委員長 遠藤健司自立経営対策室長。

○遠藤健司自立経営対策室長 集中改革プランの
指定管理者の導入ということについては、各部
署からヒアリングをまずしました。その際には
指定管理者の導入は、公の施設の管理について
自治法の規定に基づきながら、限られた職員で
市の施設を管理するという行政改革の効果を見
込むために検討しました。

一つにはまた、さきの一般質問でもお答えし
ましたが、施設の管理の中での業務委託を受け
ている派遣された委託先からの職員に対しては
指揮命令ができないことがあります。また、
指定管理者制度に移行して市民の皆さんと

一緒に協働していく、あるいは民間のノウハウ
の導入を進めるというふうな中で市民サービス
を試行しようというような基本的な考え方で選
考を始めたわけです。この中で文教の杜、地区
公民館、市民文化会館、勤労センターについて
指定管理者の導入を考えていくこととして期待
しております。

目標年度、その順序ですが、これについては
やっぱり担当部署から管理状況やら管理を委託
できる団体が見込めるかを聞きながら年次を定
めていきました。文教の杜については、教育長、
文化生涯学習課長、市長がお答えしたという観
点を踏まえまして、20年度から指定管理者の制
度を導入しようというふうになりました。

委員がご指摘のように、やっぱり競争、公募
が指定管理者制度導入の大原則ということであ
ります。ただ、公募が適当でなかったり難しい
施設もあるかというふうに、そのヒアリングの
中では話しました。文教の杜というのは、ただ
いまご議論いただいたような非常に長井らしい
施設ということがあります。長くこれの管理運
営を今まで業務委託をしてきた財団文教の杜な
がいがあるということになります。そういうふ
うな長井らしい専門的な知識を持った人が配置
される施設であるということ、あと今後もそう
いう専門知識が必要であるということ考えた
場合ですが、そういう専門的な知識を持った人
員を長く今後とも配置していくこと、あるいは
専門的な知識を導入していくということを考え
た場合、過去の経過やら経験、現在の知識の蓄
積から見ても文教の杜ながいさんおありであ
って、円滑に指定管理者を目指せるのではない
かということで、まずは最初に文教の杜に指定
管理者の導入を考えたということでございます。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 まああんまり納得のい
く話でないですけれども、指定管理者制度を入
れていくのに、この法律はもともとこういう地

方都市でやっていくのにあんまりいい法律じゃないんですよ、これ、制度そのものが。例えば国立美術館だとかね、そういうところで1日に何百人もお客さんが入れかわり立ちかわり入るような、そういうところで入館料も入る、自分で経営していけど、こういうところをねらっているんですよ。その意味ではね、人件費の3人分を、1人分は入りますか、入館料で人件費も賄えないぐらいのものをいってるんじゃないんですよ。その意味では、今言ったことは納得いかにしても、もうちょっとやっぱりこの制度をとったとしたって大して成果は得られない。考えてみちゃ全く成果上げられないんであったら、導入は慎重にすべきだなというふうに考えているところでありましたので、この部分についてお聞かせ願いました。

次に、まちづくり基金事業の効果的な運用と登録有形文化財の管理についてということでお聞かせ願いたいと思いますが、一般質問でもお聞きしておりますのでざっとお聞かせ願いたいと思うんですが、この今回の基金の交付の決定というのは、余りこのまちづくり基金の管理運営規定で言っているような、どこかに当てはめて多分してるんだと思いますけれども、私はやっぱりこの前の最後の方で言ったように、商工観光課長にお聞かせいただきたいと思いますが、この基金のいいところは、民間の事業で例えば個人的に営業している店やなんかでも改装や改造をして、歴史的なものなんかも含めまして営業していけるという、これ一般に公的な資金では出せない部分ですよ、そういう部分については。個人の利益を上げるために公的な資金を出したってられないわけですから、ですからこのファンドを構成したわけですよ。

その意味では、今回ほとんどソフト事業ですよ、この10件出してるのは。ハード事業中心にしていくべきではないのかということでお聞きしたところではありますが、その一般質問で質問

した翌日でしたか、山形新聞に記事になってましたね、有形文化財の指定が必要なんだというふうにしてると。だれがそういうふうに決めたんですか。文化庁の方のことを言ってるんですよ、どういうふうに言ってたっけ。登録有形文化財ですね、というふうに言ってるのは、どこでどういうふうに決めてそういう登録を受けたところでハード事業をやっていこうと、こうなったんでしょうか。

○大道寺 信委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 ご質問の趣旨は、まちづくり基金のハード事業の部分について登録有形文化財の指定が必要であるということはどこが決めたのかというふうなご質問だと思います。これにつきましては事務局で検討をいたし、基金委員会、地場産センターの中にございますが、まちづくり基金委員会の方で決定したものでございます。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 私は基金をつくる時にはわからなかったんで、いろんな角度からみんな聞きました。ただども基金できたものというのは、国交省の外郭団体でいういわゆるファンドの機構ですね、そこが色をつけている3,000万円以外については色はついてないんだと思いますね。そこだけが形のあるもので領収書をきちっとそろえなければならないというふうにしてただけだと思いますね。ほかは色はついてないんでないかと思うんですよ。これ事務局で検討して基金管理委員会でそういうふうにしたっていうふうに言っておりますが、要するにハードルをつくったんですよ。文化庁の方のそういう登録有形文化財に指定しなければ整備しないということにしたんですか、なってなければですか。

○大道寺 信委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 景観保全分野につきまして、平成19年度の要綱で登録有形文化財の

ものというふうなことで決定をさせていただいて募集をしてございます。

○**大道寺 信委員長** 17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** この基金の公的資金の3,000万円を議論するとき、そんな話全くなかったんですよ。文化庁の方のものでしょ、それも。不思議に思うのは、国土交通省の外郭団体ですよ、このまちづくりファンドを積み上げていったいわゆる3,000万円の出どころは。なぜそれが文化庁の方の登録有形文化財にしなければならぬなんて事務局的に検討したのかなと思って、これ不思議に思うのは私だけじゃないと思いますよ。せっかくどういうふうにも民間のところはね、それはね、個人の例えば住宅を改装してその人のものにしかないと、それは検討委員会でこれ省けばいいわけですよ。しかし、今回のこの10項目見ていってもそうですけども、こういうところに大事に大変な思いして積んだものを使うかなというふうに言われますよ、これは。ですから、そんなひもをつけなくたってきちっと検討委員会が、こういう基金を出すための検討をする機関があるわけだから、わざわざ有形文化財なんて指定してもら必要何もないような気がするんですけど、どうですか、そこは。

○**大道寺 信委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** まず、基金の設立の段階からもういろんなご意見があったわけですが、特に個人のもの、私的な建造物に対して支援をしていいのかどうかというふうな、そういったふうな議論もございました。逆に建物の所有されている方、所有されている方も逆に、自分のものに対して申請をするという、そういったふうなことがいろんなところから言われるのでないかというふうな心配をなさる方もおられました。市民の皆様方からご理解を得る、あるいはコンセンサスを得るというふうな考え方からも、一つの基準が必要だろうというふう

なことで考えたところでございます。

その際に、全く独自に基準をつくるというふうなことは難しいだろうと。神奈川大学の西先生の方からのアドバイスもございまして、文化財というふうなことの枠組みではなくて、それよりも緩い登録有形文化財というふうなことにしたものでございます。

○**大道寺 信委員長** 17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** 商工観光課長、ご存じかと思えますけども、長井市文化財保護条例ってのございますね。これの指定、第4条、文化財として指定する場合です。この中にこういうふう書いてあるんです。教育委員会は市の区域内に存する有形文化財のうち、市にとっても重要なものを長井市市宝に指定することができる。ここに有形文化財っていう言葉が出てくるんですよ。要するにたくさん調査した中で市宝にできるって言うてるだけの話なんですよ。

これに基づいて今度こういう組織をつくってるんですよ。長井市文化財調査会、これでもずっと調査してるんですよ。それぐらいの調査能力を持った組織だと私は思っています。これまでそういうふうにしてきたんだと思いますね、調査員は10人以上ということですね。市のまちづくりを進めるのに、こういう組織があつてなぜ文化庁なのかっていう理屈が私はやっぱり説明つかないと思うんですね。そんなに市でつくってる文化財調査会なんて、そんなの大したことないと、こういうふうに思っていればそうかもしれないけれども、だけでも長井市内でこうやって調査してきた資料ってのは膨大な量があるわけですよ。民間の分は調査してなかったかもしれない、民間の部分というか、今回、新聞に書いてあるようなところについては調査してなかったかもしれない。しかし、なぜ文化庁なんだろうなと思って、これと関係があるんですか。

文化生涯学習課長、ここは通告してるね。

+

○大道寺 信委員長 しています。

○17番 蒲生吉夫委員 してるね。お聞きいたしますが、今回の補正予算に3万9,000円出すように、旅費ですね、これ、旅費になっておりますね。これは登録有形文化財に係る、総務委員会に説明したことによるとですよ、補正予算の芸術文化費の費用弁償、登録有形文化財に係る文化庁調査官の旅費に充てる、充当するものというふうに総務の協議会で説明してるんですね。これは、調査はさっき言った神奈川大学の先生などが調査したものをもとに文化生涯学習課の方で申請して出して、審査の前に来てもらって指導を受けると、こういうスタイルだと思うんですね。それとの関係はないんですか、まちづくりのこと。

○大道寺 信委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 ただいまの旅費の補正の関係でございますが、今回の登録有形文化財の申請については、本市といたしましても初めてのことでございます。そういったことから、登録後の建物の利活用のあり方についてとか、今後の登録への取り組みについてご指導いただくためにおいでいただくものでございまして、長井市まちづくり基金とは直接は関係はございません。あくまでも申請にかかわる指導をいただくための旅費でございます。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 商工観光課長、今言ったように直接関係ないと、なるかならないかはそんな関係ないということなんです。まあ申請すればなるんだと思います。文化庁の調査官の人が市で旅費を持って来てもらって指導を受けて、こうしろと、こういうふうにするのでしょから、なるんだと思います、有形文化財にね。だけれども、新たな物件をまちづくり基金で整備しようとした場合に、新たなですよ、今まで調査したものと別に。また同じように申請するようになるんですか。

○大道寺 信委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 19年度につきましては、今までお話しさせていただいたとおり登録有形文化財であることというふうなことを条件にさせていただいたところでございますが、20年度につきましては、今検討してございますのが登録有形文化財またはそれに準ずる建造物というふうなことで、少し幅を持たせた形で考えていこうというふうなことで考えてございます。登録有形文化財でなければならないというふうな部分につきましては若干、次年度以降、検討していくというふうなことでございます。

ただ、基本的に私にとりましてはある意味ではありがたい蒲生委員のご意見でございますが、その建物を通して市民の方がこれは当然なんじゃないかというふうな形で考えていただけるような、そういったふうな素地ができるということは、私にとりましては大変にありがたいことだなというふうに考えてございます。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 準ずるなんてすると余計わかりにくくなるんだと思います。登録有形文化財というのは、認定されると特典があるって聞きましたね。どういう特典があるんですか、文化生涯学習課長。

○大道寺 信委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 お答え申し上げます。

登録有形文化財に、指定ではありません、登録されるということでございますので、いう措置でございますが、保存、活用するために必要な修理の設計管理費の2分の1を国が補助するという制度がございます。あと文化財に該当する部分の家屋及び土地の課税標準額が本来の2分の1に減額されます。相続税では、文化財に相当する部分の家屋及び土地について、本来の評価額から3割減額されるというふうな、大きく3つの優遇措置が用意されているところでござ

います。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 設計管理の半分、修理費の2分の1を助成していただけるというのは、まあ特典があるんですね。

それと、ここの部分については、こういう特典があるんだったら私のとも申請してくださいというふうに言われた場合どうですか。例えばですね、いい建物だなと思うのは、燻亭なんて本当にいい建物だと思いますね。建物的には、栄町と高野町の境のところのあの黒い板塀で囲まれたあたりなんてのは本当にいい建物だと私も思います。そういう場合にどうですか。調査した部分はわかりますね、神奈川大学の西教授が調査してくれた部分はわかります。だけでも平等、公平に考えるなら、そうやってこんなあるんだったら私のもしてくれと、固定資産税も相続税も特典あるという、こういう場合どうでしょうか。

○大道寺 信委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 基本的には今回申請いたしましたのは、先ほど商工観光課長からもありましたように神奈川大学の西先生が調査された資料がございましたので、今回4件で11棟の建物を申請しておりますが、書類の制作については西先生の調査結果をすべて流用することができましたので可能でございました。これを一から調査をして書類をつくり上げるといたしますと相当な手間がかかるということでございまして、必ずしも、はいと手を挙げられたからすぐ対応できるという話ではないように今のところ考えてるところです。

また、西先生が調査された物件も非常に多くございますので、こういったものがまず優先的に私どもとしては取り組んでいかなければならないのかなというふうに考えているところでございます。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 そうなんですよ、してくれて言われたってそう簡単にできるわけじゃないですよ。ですから言うんですが、基金の管理ってのはあと何年ぐらい続くだろうかと考えれば、やっぱり10年ぐらい続くんだと思います。その意味では、ことしは、ひもつけてあるものは何もないと、19年度はね、19年度だけだな。今回はそういうふうにしたものはないわけですね、認定されたものは。

それで、20年度についてはそれに準ずるものというふうにするっていうんだけど、余計わかりにくいですよ。調査したけども、それから外れたんだけどもまちづくりファンドで整備していくっていうふうにもなるわけでしょ。もともとやっぱりこの基金を管理する、どこに出そうかっていう検討する委員会があるわけだから、その責任でやってもらいたい、私は。一々外郭団体やなんかの調査に頼らないでですね。使うんだとしたら、やっぱり文化財調査会の人たちで相談をしていくというふうなことが一番相談しやすい部分だろうというふうに思いますよ。

時間的に迫ってまいりましたので、商工観光課長に、次の花いっぱいコンクールをしなかった理由についてというについてもわかりやすい通告なので、なぜしなかったと、こういうふうに聞いているわけですから、まずお答えください。

○大道寺 信委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 お答えいたします。

花いっぱいコンクールの前提といたしまして花いっぱい運動というふうなことを続けておったわけなんでございますが、そこで花いっぱいコンクールを今回しなかったというふうなことでございますが、まず、参加者というんですか、花いっぱい運動に参加されている方から、「表彰を受けるためにしてたんでない」とか、あるいは「コンクールの方に参加しないでも大変いろいろ頑張っている方がいる」というふうなお話、そういったふうなお話もございまして、ど

+

ういった形で花のまちづくりをアピールしていけばいいのか、あるいは啓蒙していけばいいのかというふうなことをある意味ではちょっと悩んできてまして、その際コンクールがいいのか、あるいはもう少し別な、それぞれの広い意味での活動を広げていくような啓発活動、PR活動をやった方がいいのかというふうなことで若干悩んだ状況がございまして、その参加者のご意見、あるいはこれからの花のまちづくりというふうなことでやっていくというふうなときに、コンクール形式ということではなくて、花の植栽に係る指導あるいは相談というふうなこと、それから市報等を通じたアピールあるいは紹介事業と、そういったふうなことでお互いに情報発信をしていく、刺激し合うというふうな活動の方が望ましいのではないかとというふうなことで、今年度、花いっぱいコンクールを見合わせたものでございます。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

+ ○17番 蒲生吉夫委員 予算を組まなかったら今の答弁で了解します。しかし、ことし予算を組んだんですよ、報償費として。で、どうしてしなかったんだと、こういうふうには聞いていたわけですが、今の答弁では、要するにしなかったからしなかったと、こういうふうに言ってるだけです。

私のところもね、花をつくってるグループが2つあるんです、川原沢だけで2つあるんです。川原沢のあの分館、公民館の前に置いてるのと、私のところからもうちょっと30メートルぐらい北に行ったところですね、してるんです。その2つのグループで毎年反省会してるんですよ、12月に、この前もやりました。そのとき出てきたんですが、審査会しなかったから受賞祝賀会でないと、今回は、慰労反省会だと、慰労反省会と言ったかな、ちょっと忘れましたが、いわゆる反省会だと。来年度どういうふうには花をつくるか検討するためにも反省しなければなら

いと、こういうふうに言って。

そのときに出てきたのがね、ことしコンクールなかったんで、あの花いっぱいグループで車で市内の花植わってるとこずっと見て回ったらいいです。ことし一番きれいなのは元JA平野のあそこに植わった花が一番きれいだと、こういうふうには評価してるんですよ。報償費ですから、9万2,000円というのはね。審査する人の審査員に対するお礼を出すんだと思いますね。私は金がないとできないっていうことでなくて、別に表彰式も会場費かからないところであればいいわけで、賞状を大体つくっとけばいいわけだね、そういう花を判断する人というのは、これまで例えば観光協会の方の代表だとか、そういう職名を持った人を代表にお願いしてるから、この報償費、金かかるんでしょ。だけどもそんなに花のこと詳しいわけでも何でもないので、その意味では、自分たちでやっていける人いっぱいいるんですよ、市内に。無報酬だけでも、どこが一番いいか、お互いにどうやってつくったかみたいな交流しながら評価してくれというようなことなんかは、次の年につなげていく大事なところだというふうには思うんです。ぜひそういう格好で、コンクールなど金かけなくたってできるというふうには私は考えているんで、続けてもらいたいもんだと思うんですが、いかがでしょうか。

○大道寺 信委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 コンクールといいですか、お互いの勉強を進めていくような形の取り組み方というのをとにかく考えていかなければならぬだろうというふうな気がいたします。それがコンクールというふうな名前になるかどうかというふうなことでございますが、とにかく地域として花いっぱいのまちづくりに取り組めるような、そういったふうな機運が展開できるような枠組みを考えていきたいというふうに思います。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 最後の項目まで行きたいので急いだんですけども、4番目の、債務負担行為の償還の中で事業実施団体に負担をお願いできる部分もあるなどの検討はしなかったかという部分、これはややわかりにくい通告がありますが、広くどこでもいいから聞くでなくって、債務負担行為の中で結構大変だなと思ってる部分は、特別養護老人ホーム慈光園建設資金元利償還金の部分がございますね。財政課長にお聞かせ願いたいと思いますけども、ここも今年度の予算書に書いてあるやつだけは私も足し算をしました。これまでどういうふうに、この資金出されてきたんですが、あの施設は国の補助金があって県の補助金があって、実施主体の補助金があるんですね。市もないかどうかですけども、その全体のところというのは財政課長のところでわかりますでしょうか、お聞かせください。

○大道寺 信委員長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 お答えをいたします。

慈光園に関する市の補助金の関係でというふうなことでございますが、今まで慈光園につきましては、昭和58年の慈光園本体の建設、それから62年度の慈光園増設、それから慈光園デイサービスセンター新設、あと平成3年の慈光園中央デイサービスセンター新設、最後になりますが、平成5年、慈光園増設、在宅介護支援センター慈光園新設という4本の事業があったと思っています。

最初の58年の事業費総額でございますが、4億3,100万円というふうに確認をしております。うち国庫補助金につきましては1億2,404万8,000円、県補助金が9,548万7,000円、その他の補助金ということでソーラーシステム補助金ということになっておったようですが、732万8,000円、それから長井福祉会本体に対する寄附金、それから本体の借入金ということで

1,213万7,000円。このほかに長井福祉会の方で1億9,200万円を借り入れております。この1億9,200万円に対する元利償還がいわゆる市の補助金ということになっているようです。

あと同様に、62年の事業の関係ですが、総事業費が6億2,810万円、国庫補助金が1億276万2,000円、県補助金が7,407万6,000円、同じように寄附金、借入金が350万円ありますが、このほかに8,776万2,000円の借り入れがございます。これがいわゆる市の補助金に相当する元利償還補助を行ってる部分です。

それから平成3年でございます。総事業費が1億7,714万1,172円、国庫補助金が3,515万2,500円、県補助金、同額でございます。法人の寄附金、借入金が135万4,172円、このほかに1億548万2,000円の借り入れがございます。ここの部分に対して市で元利償還補助を行っております。

最後になります。平成5年分ですが、事業費総額が4億8,107万6,168円、うち国庫補助金が1億2,944万6,000円、県補助金が6,862万円、寄附金、借入金で307万8,168円、市の補助金となっている対象の借入金が2億7,993万2,000円となっておったことを確認しております。以上でございます。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 せっかくそういうふうにつくってきていただいた資料なので、後でコピーしてください。

それで、今聞いたように自己資金の部分はほとんどないんですね。経営主体、事業実施主体というのは社会福祉法人長井福祉会ですね、事業実施主体が。当時は措置っていう制度だったんですね、なので慈光園の入所者は市の方の窓口に来て利用料を支払いして、その運営費については逆に実施主体である社会福祉法人の方に払われていくっていうスタイルだったんですね。ところが介護保険制度が入ってからは違うんです。

もう8年目になりますね、介護保険制度になってから。それ以降ってのは事業団体なんかいっぱいできたわけですけども、その部分というのは全部自前で建物つくってんですよ。保険の方の支払い、介護保険の方からの支払いは、かかった費用、利用料の中の9割は保険から、1割は個人からっていうふうにしてるんですね。そこは特養でも老健でもほかの事業団体でも全部同じです。ですから今見ていくと、ほとんど費用は事業団体の方は出してないんですね。ほかのところは全部建物の償還まで含めて事業やってんですよ、同じ支払いで。

その意味では、あくまでもここの部分は市が借金した部分っていうふうになってますので、市が返済する義務があると思います。あると思いますが、介護保険制度に入ってからというのは、やっぱり事業団体自身が償還していくというふうな形になってきているわけで、どこもそうです。リバーヒルにも1億円貸し付けましたね。10年間の返済で多分終わっていると思いますけども、ふるさと融資っていう、貸し付けたんですよ、市が無利子にして貸したんです。その利子分を市が補てんしてきたんです。それぐらいなら私は許されると思います。しかし、すべてを持っていくというのは、やっぱり制度上しょうがなくて払わなきゃいけないかもしれないけども、実施主体の方にやっぱりお願いできるんでないかと私は思うんですね。今のようない財政状況なら社会福祉法人の方ではご理解いただけるんじゃないかなというふうに思うんですが、市長、その辺の考え方についてお聞かせください。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

確かに平成19年度も3,000万円を超える金額を約束、約定に従って支払ってるわけですけども、大変そういう意味ではこの金額は大きいなというふうに思っております。しかしながら、

債務負担行為をちょうだいしてやったものですから、これは先方にやはりじっくりとお話をしながらご協力いただけないものかということとはこれから検討しなきゃいけないかなとは思いますが、しかし、一方的に払えませんかということは言えないものだろうというふうに考えております。

藤原民夫委員の総括質疑

○大道寺 信委員長 次に、順位4番、議席番号12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 このたび当局の提出議案に、長井市「文教の杜ながい」設置条例の一部改正案が提出されております。そこで私は、文教の杜設置に当たって設立当初からかかわってきた者の一人でもあり、その関係もあって教育長並びに文化生涯学習課長にお尋ねをするものであります。指定管理者制度を導入するに当たっての1件についての質問であります。

初めに、設立当初のころ、文教の杜基金募集委員会の会長で産婦人科医師の村山秀雄先生が趣意書の中で次のように呼びかけておられます。平成4年10月、長沼孝三彫塑館が開館しました。これは長年待たれていた文教の杜の明るい希望の第一歩をしるすものでした。今後も整備が進められ、新しい文化の拠点が築かれつつあります。文教の杜の大きな特質は2つあります。一つは、古い歴史的空間をそっくり生かしながら新しい未来を創造するところだということ。もう一つは、市民一人一人のための一人一人による開かれた美術館、博物館を目指しているということです。この村山先生の呼びかけにこたえて、市民から平成18年度現在3,900万円の浄財が寄せられ、長井市の基金として管理されておるわけであります。